住宅省エネルギー性能証明

（住宅の新築用）

（第１面）

令和　　年　　月　　日

アール・イー・ジャパン株式会社　殿

【申請者の氏名】

【代理者の氏名又は名称】

下記の工事が租税特別措置法施行令に規定する工事種別への該当性について、業務契約約款の内容について同意の上、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

|  |
| --- |
| ※料金欄（出張旅費を含む内訳） |
| ※受付欄 | ※審査欄 |
| 令和　　年　　月　　日 |
| 疎証　第　　　　　号 |
| 係員氏名　　 |
| ※決裁欄 | ※交付欄 |
| 令和　　年　　月　　日 |
| 疎証　第　　　　　号 |
| 係員氏名　　 |

（注意）

１　建築後使用されたことのない住宅の取得をする場合及び建築後使用されたことのある住宅の取得をする場合については、別に定める「住宅省エネルギー性能証明（取得用）」を使用ください。

２　※印には記入しないでください。

（第２面）

|  |
| --- |
| 申請者等の概要 |
| 【１. 申請者】 |
| 【イ.氏名のフリガナ】 |
| 【ロ.氏名】 |
| 【ハ.郵便番号】 |
| 【ニ.住所】 |
| 【ホ.電話番号（連絡先）】 |
| 【ヘ.FAX番号】 |
| 【２.代理者】（代理人申請の場合） |
| 【イ.氏名】 |
| 【ロ.郵便番号】 |
| 【ハ.住所】 |
| 【ニ.電話番号（連絡先）】 |
| 【ホ.FAX番号】 |
| 【３.家屋番号】 |  |
| 【４.所在地】 |  |
| 【５.当該証明書が必要な期日（決済日）】 | 令和　年　月　日 |
| 【６.必要通数】 | □　1通　□　2通以上（1通増しごと+5,100円） |

（注意事項）

１.【申請者の氏名】 及び 【申請者】 の欄には、証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名等を記載してください。なお、証明書が交付されるまでに記載事項に変更がある場合は書面にて変更届を提出ください。

２.申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、【代理者】 の欄に住所及び氏名又は名称等を記載してください。

３.【家屋番号及び所在地】の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載してください。この場合において申請時において決定していない場合は、決定後に家屋番号届により届出してください。

４.この証明書を提出する税務署又は市町村の必要な書面の数に応じて複数通必要である場合又は証明書再発行は、追加１通あたり5,100円を加算します。

（第3面）

申請する住宅の区分に応じ該当する基準の□に✓を記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居住用家屋の新築等に係る家屋 | □ | 【ＺＥＨ水準省エネ住宅】租税特別措置法施行令第26条第23項（同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋・評価方法基準第５の５の５－１（３）の等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）・評価方法基準第５の５の５－２（３）の等級６以上の基準 |
| □ | 【省エネ基準適合住宅】租税特別措置法施行令第26条第24項（同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋（①に該当する場合を除く。）・評価方法基準第５の５の５－１（３）の等級４以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）・評価方法基準第５の５の５－２（３）の等級４以上の基準 |

（第４面）

必要図書チェックリスト（申請時に提出するもの）※該当する基準の□に✓を記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事着工前に提出するもの | 確認できる図書等（次のいずれか添付図書を含みます。） |
| □１　住宅省エネルギー性能証明申請書 |  |
| □２　付近見取図 |  |
| □３　施工状況報告書（未記入のもの） |  |
| □４　建築基準法に規定する確認申請が必要な場合は、確認済証の写し |  |
| □５　各区分による次のもの　(＊1)ア　断熱性等級・・・外皮計算書及び断熱構造化部分の位置を明示した平面図・立面図・断面図・矩形図等の設計図書でREJが審査において必要として求めるものイ　一次エネルギー消費量等級・・・暖冷房設備、照明設備、給湯設備、及び太陽光発電設備（以下「一次エネルギー消費量に寄与する建築設備等」といいます。）の資料等及びそれらの数値を入力したプログラムの結果の計算書並びに、これらの位置及び性能等を明示した平面図、断面図、矩計図及び仕様書　 | □１　設計住宅性能評価書□２【フラット35】Sの設計検査申請書（新築住宅）の写し□３　長期使用構造等確認申請書の写し□４　低炭素建築物新築等計画技術的審査依頼書の写し□５　BELS評価申請書の写し□６　その他の適合証でREJが合理的に審査できるものと認めるもの（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考１　「確認できる図書等」に列記した申請書に添付されていた図書又は書類を、そのまま添付いただいても構いません。 |

（第５面）

|  |
| --- |
| 【個人情報の取扱い】１　個人情報を利用する業務の内容及び目的証明者及び証明者が所属する指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関（以下この取扱いにおいて「証明機関」という。）は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。(1) 業務内容ア　住宅税制に係る各種証明に関する検査イ　その他これらに付随する業務(2) 利用目的証明に関する検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。ア　証明機関が行う証明業務の実施のためイ　お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のためウ　その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため２　機構等への個人情報の提供検査機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第１項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。（例：税務署、地方公共団体の長） |

|  |
| --- |
| 委　任　状令和　　年　　月　　日アール・イー・ジャパン株式会社　殿【申請者の氏名】　　　　　　　　　　　　　　　　【申請者の住所】私は住宅省エネルギー性能証明申請書に記載の代理者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。記 租税特別措置法施行令に規定する工事への適合性の申請業務に関する手続き、関連図書の作成、訂正及び登録住宅性能評価機関から交付される文書の受領 |